

条文に関する用語解説

前文

【合議制と独任制】

合議制とは、執行機関を複数の人によって構成させる制度です。
それに対して独任制とは行政機関などが一人の人で構成される制度です。

第3条第1号

【討議】

議員がお互いに活発な意見、考え方を出し合い議論を尽くすことをいいます。
(第11条第2項にも注釈あり)

第6条第2項

【常任委員会】

市議会に常時設置されている委員会です。
本来、議案の審査は、本会議において行いますが、市政の担う分野は多岐にわたっていることから、常任委員会を設置し、分野ごとに専門的な審査を行っています。
芦別市議会には2つの常任委員会があり、議員は必ず、いずれかの常任委員会に所属しています。

【議会運営委員会】

議会運営を効率的に行うための審議を行うために設置される委員会です。
各会派の議員の人数に応じて選ばれた委員が市議会開催前や開会中必要に応じて集まり、議事の取り扱いや審議方法などについて審議します。

【特別委員会】

必要に応じて設置される委員会です。
芦別市議会の場合、予算や決算の審査の際に設置するほか、特定の問題が生じたときに、集中的に審査するために設置しています。

【全員協議会】

議員全員で、一般的には、市政に関する重要なものについて、協議するために開かれるもので、審議、議決は行いません。議員全員が共通認識を持つために開かれるものです。

第6条第3項

【参考人制度及び公聴会制度】

- ・参考人 案件の審査や事務の調査の充実を図るため、利害関係人や学識経験者などの第三者の出頭を求め意見を聴きます。
- ・公聴会 重要な案件の審査をより周到に行うため、直接市民から賛成・反対のそれぞれの立場で交互に意見を聴きます。

第6条第4項

【請願・陳情】

市民が、市政について意見や要望を文書で議会に提出することができます。その際に、議員の紹介により提出されるものを「請願」といいます。

議員の紹介がないものを「陳情」といいます。

※ 紹介議員は、請願の趣旨に賛同していることが必要であり、請願書の表紙に署名をすることとなります。

第7条第1項

【一般質問】

本会議で議員が行う市政全般に関する質問で、事務の執行状況、市政の方針等について質問し、又は報告、説明等を求めるものです。

また、一般質問は、定例会に限り認められています。

第7条第2項

【委員会】

第6条第2項常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会の各委員長のことを指しています。

第8条

【政策】

芦別市が、市民のよりよい環境を創造するために示す方向性や対策をいいます。

第10条

【議決】

市長や議員から出された議案などを審議して、議会の意志（賛成、反対）を決めることです。

第11条

【討論・討議】

討論とは、本会議、委員会において、質疑の後、採決の前に、議案に対する賛成か反対かの意見を表明することをいいます。これは、あくまでも市長から提案された議案に対するものです。

討議とは、第11条第2項に表記している案件について、議員がお互いに活発な意見、考え方を出し合い議論を尽くすことをいいます。